

	役 付 職 員	一 般 職 員
生 涯 学 習 事 務 所	所 長	主 任 主 事
	次 長	主 事
	課 長 補 佐	
	主 幹 事	

附 則
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第3号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のように改正する。

- 第3条に次の1項を加える。
2 別表第2左欄に掲げる課にその右欄に掲げる資料室を置く。
第8条中「別表第2」を「別表第3」に改める。
別表第1（第3条関係）中

「 福利厚生課	共済経理班 福祉班 給付班	を
「 福利厚生課	福祉班 給付班	に改め、
「 人権同和教育課	経理係 指導係	を
「 人権同和教育課	経理係 指導係 調査研究班	に改め、
「 施設課	庶務班 施設管財係 助成係 技術係	を
「 施設課	庶務助成班 施設管財係 技術係	に改める。

別表第2（第8条関係）を別表第3（第8条関係）に改め、別表第1（第3条関係）の次に別表第2（第3条関係）として次の1表を加える。

課	資料室
文化課	文化財資料室

附 則
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。